【足立区情報公開・個人情報保護審議会】会議概要

会　議　名	第十四期・第３回足立区情報公開・個人情報保護審議会		
事　務　局	政策経営部　区政情報課		
開催年月日	令和７年８月７日（木）		
開催時間	午前１０時００分　～　午前１０時５５分		
開催場所	中央館８階特別会議室		
出　席　者	川合　敏樹　委員	粉川　一郎　委員	松井　加奈絵　委員
	面川　典子　委員	水町　雅子　委員	吉岡　茂　委員
	小泉　ひろし　委員	岡安　たかし　委員	はたの　昭彦　委員
	國井　幹雄　委員	石川　祥江　委員	山口　真弘　委員
	上　茂之　委員	川崎　博章　委員	森崎　健一　委員
欠　席　者	鈴木又右衛門　委員		
会議次第	別紙のとおり		
資　　料	○確認事項 第十四期・第２回足立区情報公開・個人情報保護審議会要録（案） ○諮問事項 〔諮問第４９２号〕足立区情報公開条例並びに同施行規則の改正及び情報公開制度運用の手引きの改訂について ○報告事項 １　「足立区個人情報保護評価委員会（ＰＰＡＣ）」の実施状況の報告 ２　令和６年度運用状況の報告		
そ　の　他			

（審議経過）

１　開　会

○山根区政情報課長　定刻になりましたので、本日はお忙しい中、足立区情報公開・個人情報保護審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、審議に入るまでの進行を務めさせていただきます区政情報課長の山根でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

２　委員紹介

○山根区政情報課長　審議会に入ります前に、委員の方々のご変更がございましたので、ご紹介させていただきます。

区内各種団体代表の足立区民生・児童委員協議会会長職務代理の石川委員でございます。

○石川委員　石川と申します。よろしくお願いいたします。

○山根区政情報課長　よろしくお願いします。

次に、区議会から選任されました委員の方々をご紹介させていただきます。

初めに、吉岡委員でございます。

○吉岡委員　吉岡です。よろしくお願いします。

○山根区政情報課長　続きまして、小泉委員でございます。

○小泉委員　小泉です。よろしくお願いします。

○山根区政情報課長　続きまして、岡安委員でございます。

○岡安委員　岡安です。よろしくお願いいたします。

○山根区政情報課長　ありがとうございます。

また、本審議会の幹事が替わりましたので、ご紹介させていただきます。

政策経営部長の岩松でございます。

○岩松政策経営部長　岩松でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山根区政情報課長　次に、審議会資料の確認をさせていただきます。本日の資料でございますが、審議会の式次第、事前に郵送させていただきました第十四期・第３回足立区情報公開・個人情報保護審議会資料、ピンク色の表紙のものになります。それから、諮問文の写しと席次、委員名簿を配付させていただいております。

資料につきまして以上の５点になりますが、不足の資料がございましたらお知らせいただければと存じます。いかがでございましょうか。ありがとうございます。

本日、森崎委員が電車の都合で遅れるというお話を頂いております。今のところ、委員の定数16名のうち、14名のご出席をいただいております。定足数の過半数を超えておりますので、審議会は成立ということでございます。

それでは、第十四期・第３回足立区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

本日は、お手元の次第のとおり、確認事項が１件、諮問事項が１件、それから報告事項が２件となっております。

再度のご案内で恐縮でございますが、ご発言をする際に、お手元のマイクのスイッチを入れてからご発言をいただきますよう、よろしくお願いいたします。発言が終わりましたらスイッチを切っていただければと思います。

以後の議事進行につきましては、川合会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

○川合会長　では、ただいまから足立区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

まず、本審議会の審議ですが、基本的に公開により行うこととしたいと思いますが、よ

ろしいでしょうか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○川合会長　ありがとうございます。異議なしということで、そのように進めさせていただきます。

３　確認事項

第十四期・第２回足立区情報公開・個人情報保護審議会要録（案）

○川合会長　続きまして、会議録の確認になります。

第十四期・第２回の情報公開・個人情報保護審議会要録の確認を行いたいと思います。

こちらの要録は、審議会要録（案）という表題で事前に郵送させていただきました資料の１ページ～19 ページにつづってございます。この点、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○川合会長　ありがとうございます。特にご意等ないということでしたら、こちらの要録を第十四期・第２回情報公開・個人情報保護審議会要録とすることにご異議ありませんでしょうか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○川合会長　ありがとうございます。異議なしということですので、そのように決定させていただきたく思います。

４　諮問事項

［諮問第４９２号］足立区情報公開条例並びに同施行規則の改正及び情報公開制度運用の手引きの改訂について

○川合会長　では、諮問事項に入ります。

資料の 20 ページになります。諮問第 492 号、「足立区情報公開条例並びに同施行規則の改正及び情報公開制度運用の手引きの改訂について」でございます。

では、所管課よりご説明をお願いいたします。

○山根区政情報課長　改めまして、区政情報課長の山根でございます。本日は、諮問１件を出させていただいております。よろしくお願いいたします。

こちらが区政情報係長の三島でございます。右手のほうが情報公開担当係長の貴志でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料をご覧いただければと思います。20 ページの諮問第 492 号をお開きいただければと存じます。

案件の概要でございますが、先ほど会長からご紹介していただきましたように、条例の改正と規則の改正、それから手引きがございます。こちらはマニュアルとして区内の職員で活用しているものですが、こちらについての改訂を行いたいということでございます。

案件の概要でございます。

情報公開条例に基づきます開示請求全体のうち、1,000件ほど開示請求がございます。そのうち年間半数を占めるのが工事の入札に係る金額入りの設計書、こちらの開示請求が 500 件ぐらいを超えているというのが通年でございます。こちらは、各事業者さんが入札後に、その情報を知りたいということで開示請求に参られるということが多くございます。

こちらにつきまして、全部開示で開示をしておりますので、これにつきましてはホームページ等で公表していくということを通じまして、広く事業者の皆様方に参加していただくような形の環境を整えたいと思います。

こちらにつきまして、今ホームページ上にそういうコーナーを作成するということで動いておりまして、12 月ぐらいまでに公表できるような形で仕立てたいというふうに考えております。

それに伴いまして、開示請求をしなくても、公表して費用もかかりませんし、公表ができるタイミングでホームページ上にできますので、開示請求の対象にしないという形のものを条例の中に明記させていただくというものでございます。

そのほか、規則改正につきましては、開示請求の資料の様式を整えるということで改正をさせていただきます。また、手引きの運用につきましても、条例の改正と規則の改正に伴いますので、こちらの内容についても、しっかりと修正をかけていきたいということでございます。

項番２の条例の主な改正点の（１）につきまして、第 20 条については先ほど申し上げたとおりでございます。

また、（２）のところですけれども、条例第 16 条に、公文書提供システムという項目を区ではホームページに公開しております。区の全部の公文書について検索ができるシステムをインターネット上に公表しているものでございます。それがございますが、こちらについては条例に反映している形ではありませんでしたので、こちらの検索の手段も加えるということで明記をしていきたいというふうに考えております。

条例の主な改正点の（３）ですけれども、開示決定に不服がある方々が、もう一度審査請求という形でする制度がございます。こちらの規定について、今も記載はして運用しているところではございますけれども、一部内容について足りていないところもあるということがございましたので、そちらについて付け加えるという形に改正させていただきたいと思っております。

当審議会への諮問としましては、情報公開制度の運営に関する重要事項の変更に当たりますため、審議会条例第２条第１項第１号の規定によりまして、情報公開・個人情報保護審議会に諮問するという形になっておりますので、こちらの審議会に諮問するものでございます。

また、諮問の内容に専門的な法令に関するものが含まれますので、条例の施行規則第５条に基づく学識の委員の皆様方で構成されます小委員会を設置いたしまして、そちらのほうで内容について調査・検討をしていただくという形でお願いしたいと思っております。

１枚おめくりいただきますと、こちらの改正の手引きの概要ということで記載をさせていただいております。

第 20 条につきましては、先ほどご説明させていただいたインターネットの公表の関係が入っているものでございます。

第 16 条につきましては、公文書の提供システムについて、区政情報の検索を行う手段を一般の利用に供するというので、もう既に供してはいるのですけれども、改めて明記させていただきたいと存じます。

第 15 条の１と２と３につきましては、審査請求に関しての記載になります。

こちらの第 15 条の柱書きの部分につきましては、行政不服審査法がございまして、こちらの読み替えの規定と重複している部分が条例のところにもございますので、該当の部分は削除して、行政不服審査法の規定を準用するというような形の運用になります。

それから審査会への諮問としましては、審査会の諮問が不要な場合、それから審査会の諮問したものの通知について明確にするため、こちらの記載を改めるものでございます。

それから第 15 条の３ですけれども、第三者の方からの審査請求を棄却する場合における手続を、改めてこちらについては設けるというものでございます。今までは、こちら

については設けられていなかったところを補完していくというものでございます。

第 12 条につきましても、第三者に対する意見書提出の機会の付与ということで、情報開示請求のときに、請求されている方と別の第三者の方の情報が入っている場合につきましては、意見を頂くような形を持ちまして、それで開示するかどうか決めるという形のものですけれども、そちらについての文言の定義を行うということで規定整備を行っております。

２の足立区情報公開条例施行奇策の改正につきましては、２枚おめくりいただきますと、28 ページ以降に資料をつけさせていただいております。旧のものと新のものという形で、グレーに塗っているところを変えているという形の表記でございます。

電話番号の変更ですとか、例えば 29 ページの裏面ですけれども、開示の費用について記載してございます。こちらのところにつきましても、申請のときに説明したり、ホームページに掲載したりということは行っておりますので、開示請求があったときに、こちらも印刷してお渡しするのは費用がかさんでしまうということがございまして、後ろを白い形にして、情報がない形に整えたいと存じております。

続きまして、34 ページをお開きいただければと思います。情報公開制度運用の手引きの該当箇所の抜粋版をご用意させていただいております。こちらの部分につきましては、グレーになっているところを修正箇所として直しているというものでございます。

以上が今回の諮問の内容となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○川合会長　ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、何か質問等がありましたらお願いいたします。

○岡安委員　区議会の岡安です。

確認も含めてですが、金額入り工事設計書の公表なのですけれども、これはいわゆる入札後ということでいいのですね。

○山根区政情報課長　委員おっしゃるとおりでございます。

○岡安委員　そうしますと、入札して落札業者が決定して速やかになのか、落札業者が契約した後なのか、そこだけ教えてください。

○山根区政情報課長　今、委員がおっしゃられているとおり、契約が成立した後でないと、不調になることとか、そういうことで成立していないと、こちらのほうの設計書については確定しないということになりますので、公表というのは契約の後になろうかと思います。

○岡安委員　すみません、最後に。細かいので分かる範囲でいいのですけれども、所管課のほうの話になっちゃうのか、開示請求して出てきた設計書が、要するに予算が見積りのときに使ったやつなのかどうか。かなり疑義が残るぐらい一式でまとめたものが多いという話が業界から来ているのですね。その辺は本当に見積りで使った、変な話、部品まできちんと載せて工事金額が入ったものかどうかというのは、もし分かれば教えてください。

○山根区政情報課長　現在、開示請求がされている場合に、請求者の方々から表記されている金額入りの工事設計書という形で所管が出してきているものがございます。

ただ、今、委員がおっしゃるとおり、工事の内容の積算の全部のものが見えているわけではないのですが、基本的には細かい部分についての指定がされているものが前提だというふうには聞いております。

ただ、中には部品の単価ですとか、細かいそこのところまでを記載しているかどうか

というところになってくると、個別の工事ごとの案件によって変わってくるものかなというふうには考えております。

○川合会長　では、先に上委員から挙手がありましたので、その後に小泉委員にお願いいたします。

　では、上委員、お願いいたします。

○上委員　これ自体は非常によいことかなと思うのですが、参考に教えていただきたいのですけれども、これをインターネット化することによって、例えば問合せ件数が100件あった場合に、どれぐらい負荷が減るといいますか、何件ぐらいこういった開示の手続がなくなるという見積りはいかがでしょうか。

○山根区政情報課長　ありがとうございます。昨年度、令和６年度の実績を後ほどまた審議会のほうにご報告させていただくような形になっておりますけれども、88 ページをご覧いただければと存じます。

　こちらにございます情報公開制度の運用状況で、令和６年度は1,031件申請がございました。こちらは窓口に来られる場合とオンラインとございます。

　１枚おめくりいただきますと、こちらに部別の件数を記載しております。施設営繕部と書いてある部分、それから都市建設部と書いてある部分、それぞれ260件、239件とございます。こちらが、ほぼ工事の設計書の開示請求の内容になっております。それが合わさりますので大体500件ほど、半分ぐらいが工事の開示請求は占めているというものでございます。ですので、大体半分ぐらいは申請の手続について、我々の区政情報課が窓口になっておりますが、所管のほうも含めますと、事務処理としては大分少なくなると見込んでおります。

　以上でございます。

○上委員　どうもありがとうございました。

○川合会長　では、小泉委員、お願いいたします。

○小泉委員　区議会の小泉でございます。

　先ほど岡安委員からも少しお話がありましたけれども、入札して価格が決定して契約後に公開するということなのですけれども、従来は手数料500円かもしれないけれども、入札に対応した業者は早く知りたいということで、所管のほうへ問合せが結構あって大変だと思うのですけれども、この辺は契約して公開するまでの期間というのは、大体どのくらいというふうにある程度設定して入札にかけているのかどうか、まずはその期間の問題を最初にお聞きしたいと思います。

○山根区政情報課長　契約事務の件になるかと思いますけれども、各所管から入札までの間というのは、期間としては、すぐに契約に出してから入札になるというものではございませんので、ある一定の期間は経た上で、各事業者さんに参加していただく、応札していただくための周知だとかの期間があるかと思います。ちょっと私も、契約課のところでどれぐらい設けるのかは存じ上げていないので、申し訳ございません。

　ただ、入札が終わった後に、落札業者さんと仕様の確認だとか、そういう形をした上で契約に移りますので、ある一定の期間は確認事項が通常は契約の入札についてはある形になります。その契約の取り交わしが終わった後に、先ほどのところについては区政情報課にもらって、開示請求があるなしにかかわらず頂いて、それをインターネット上に公表していくという手順を今考えているところでございます。

　ですので、入札からはお時間を頂戴するような形になろうかと思うのですが、ただ、今の開示される時期よりも短い時間でご提供できるようになろうかとは思っております。

○小泉委員　そのことについては、一応目標値ではないけれども、しておいたほうが、ずるずるいかないでよろしいかと思います。契約課のほうだと思うのですけれどもね。

それと、先ほども出ましたけれども、設計図書というか、一式表記がされているところ、金額の本当に細かいものも、中には金額の大きい、解釈の仕方もいろいろ見積りに影響してくるようなものまで一式表記してあるということを皆さんから聞くことがあるのですが、この辺は区の所管のほうにもお伝えしていると思うのですが、改善はされているという認識でしょうか。

○山根区政情報課長　私どものほうでは、開示請求のときの資料自体が区で決定した資料になりますので、それについては全部開示で全部情報は出すのですが、その書きぶりのところで、積算の根拠となる資料が、細かく業者さんが期待されているようなものが入っているかどうかというところについては公開をする所管、先ほどの施設営繕部ですとか都市建設部のほうが、しっかりとそこのところを業者さんと対話して、こういうものも入れられたほうがいいということには改善しているかと思いますので、そういうふうな形を積み上げて資料は精度を上げているところだというふうには聞き及んではおります。

○川合会長　ありがとうございます。

その他のご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

では、山口委員、お願いいたします。

○山口委員　小Ｐ連の山口と申します。ご説明ありがとうございます。

些末な質問で大変恐縮ですけれども、28ページ～33 ページにある帳票のレイアウトのところについて２点質問させてください。

まず１点目。28 と 30 の区政情報開示請求書について、提出先を「レ点」で請求される方が選ぶ欄があるとは思うのですけれども、今の工事の契約で言うと、どこにレ点をするのが正解になるのでしょうか。

○山根区政情報課長　工事に関しましては、今、区長部局にしか所属がございませんので、足立区長宛てになります。

○山口委員　ありがとうございます。

質問の趣旨というのが、私もいろいろ行政で申請手続をやるときに、こういう帳票をぺらっと渡されて、書き方がよく分からないというのがあって、この「レ点」をあえて分ける意味があるのかどうかというのが、ちょっと分からなかったので質問させていただきました。もし統一できるのであれば、一つにしていただいてもいいのかなというふうに感じております。ありがとうございます。

２点目ですけれども、これも本当に些末な所で恐縮なのですが、区政情報開示請求書については、下のほうに注意書きで、２番、「＊の欄は記入の必要はありません」。「＊」が何かというと、その上にある受付場所と上部にある整理番号かなと理解しております。

一方、32 ページに行くと、この注意文言がなくて、ただ右上に整理番号の「＊」はあってということで、帳票の記載が統一されていいない。本当に些末なところなのですけれども、お役所の文書って、統一感がないなというところで、こういう細かいところなのですけれども、書きやすいように、分かりやすいように整理していただけると大変ありがたいなと感じているところでございます。

○山根区政情報課長　ご意見ありがとうございます。今のところはもっともなご意見だと思いますので、こちらの帳票については修正をさせていただくような形に思っておりますので、ありがとうございました。

○川合会長　ありがとうございました。

その他ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

特によろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、その他特にご意見ないということでしたら、本件については小委員会で調査・検討するということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。異議なしということかと思いますので、小委員会で調査・検討を進めていくということとしたく思います。ありがとうございました。

５　報告事項

（１）「足立区個人情報保護評価委員会（ＰＰＡＣ）」の実施状況の報告

○川合会長　では、次に報告事項に移っていきたいと思います。

資料の 76 ページになります。報告事項の１番目、「足立区個人情報保護評価委員会（ＰＰＡＣ）の実施状況の報告」でございます。

引き続き、所管課よりご説明をお願いいたします。

○山根区政情報課長　引き続き、区政情報課からご報告させていただきます。

個人情報保護評価委員会（ＰＰＡＣ）を開催しております。こちらにつきましては、区内の職員並びに専門アドバイザーの方に参加していただきまして、個人情報にまつわります取扱いの委託をしている案件を中心に、内部で安全管理措置といいます技術的な部分ですとか、物理的なものが大丈夫なのかということについて確認しているものでございます。こちらについての報告でございます。

開催日は、前回の審議会以降、４回開催させていただいています。こちらに開催日が書いてあるとおり、案件がないときは不開催となりますが、毎月開催しております。11 回が３件、12 回が２件、１回が１件、７年度の３回が４件という形で案件がございました。

具体的な評価の方法につきましては、業務委託の安全管理シートの内容について評価をいたしております。安全管理が十分であるかどうか、それから安全管理上、確認が必要なことについて仕様に盛り込めるかということについても点検し、評価をしております。

次の 77 ページ以降が評価のシートになっております。いずれも評価はＡ評価ということですが、それぞれ事業の中身としては、コメントがついているところについては修正をした上で契約の仕様に入れていくというような形の内容でございます。

委員の構成は、こちらの４番目に記載のとおりのメンバーで検討を行っているものでございます。

雑駁ですが、私からは以上でございます。

○川合会長　ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ありましたらお願いいたします。

山口委員、お願いします。

○山口委員　小Ｐ連の山口です。度々失礼いたします。

これは単なる興味本位の質問なのですけれども、私が働いている業界でも定期的に発生するものなのですが、委託業務に関して再委託先の管理。そこで情報漏えいが発生して、業界全体にぶわーっと派生するというところで、そういう事件がありますと、毎回毎回、委託先の管理のルールもそうですし、再委託先はどうするかという規定の見直し等々もやって、いたちごっこにはなってしまうのですけれども。

このたび全般的に委託先については恐らくきっちりルールを定められているのかなと思うのですけれども、再委託先について直近こういうところを見直したという実績があればご教示いただければと思います。

○山根区政情報課長　ありがとうございます。今、委員おっしゃるとおり、再委託先については、委託元が直接的に関与できないところがあるので、なかなかその関与は難しいということは区の場合も同様でございます。また、最近は分社化ですとか、協業だとか、いろいろ民間法人さんの業態が変わってきているものですから、子会社になったから再委託じゃないということもなく再委託ということになったりとか、そういう形で細かく見ていかなければならないということは我々も発注するときに苦慮しております。

ここがまた難しいところでして、先ほどご説明させていただきました入札とかがございますので、仕様の中に再委託があるかないかというのは書けないものですから、再委託を禁止にしてしまうと、かなり絞られてしまったり、高い値段になってしまうので、そこは書けなかったりする部分が多いので、後ほど落札したところはどこの会社と再委託の形をするかということがありますので、所管が再委託があるときには事前に提出していただくようにということと、それから個人情報を取り扱うときに、契約約款の別紙というところに細かく、こういう再委託のときには申請を出してくださいということとかを明記するような形にして、その後、もう一つは実地検査を年に１回行っておりまして、そこで再委託先に対してどういうふうな形のことを確認されていますかということを委託先に確認して、我々が発注する委託先と同じレベルのことを再委託先にも要求するというような形で運用を区のほうでは行っているような状況でございます。

○山口委員　ありがとうございます。

○川合会長　ありがとうございました。

その他、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

○岡安委員　区議会の岡安です。

個人情報の審議会も久しぶりなので、今さらなのですが、ちょっと教えてもらいたいなと思いまして。ここを読みますと、業務委託の安全シートの内容ついて、このＰＰＡＣ評価シートを用いて点検・確認し、評価すると。これはちょっとイメージが湧きにくいのですが、どういうやり方なのか教えていただけますか。

○山根区政情報課長　雑駁な説明で申し訳ございませんでした。

この業務務委託の安全管理シートというのが、先ほどちらっとご説明させていただきました４つの安全管理というのが個人情報を取り扱うときに法で定められております。１つが組織的安全管理措置、それから人的安全管理措置、物理的安全管理措置と技術的安全管理措置。こちらをどういうふうな形で取り扱わせるのかについて規定をしっかりと仕様書の中に明記する。先ほど申し上げました約款別紙というものにも書いてありますので、それをつけた上で、さらに委託について必要なことを要求としては書くというものになります。

その書いてある内容につきまして、我々の評価委員会のところで審議をさせていただいて、漏れがないかですとか、この委託ではこういう項目が必要なのではないか、あるいは、よくあるのが、今ですとインターネットとかクラウドを使った形で、いろいろなサービスを提供するみたいなことがございますので、そのときにネットワーク上の安全管理措置とか、そういうものについて十分なのかというのが、各所管ですとなかなか分かりづらいところがございますので、こちらのメンバーですとか、大学の先生方からご助言を頂いて、そういうところの漏れがないかというのを確認して評価をするというのが評価

シートという形のものでございます。

ちょっとイメージが湧きづらくて申し訳ございませんでした。

〇岡安委員　最後に。そうしますと、77 ページ以降、これはあくまでシート上から読み取った意見ということでよろしいのですね。

〇山根区政情報課長　シートのほうには書き込める部分が少ないものがありますので、こちらに関しては、どちらかというと当日の意見として出たもの、委員からのご発言の中をピックアップさせていただいているというような形になっております。

〇川合会長　ありがとうございました。

その他、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、その他ご質問、ご意見等ないということでしたら、次の報告事項に移りたいと思います。

（２）令和６年度運用状況の報告

〇川合会長　報告事項の２点目、資料の 88 ページ以下ということになります。

報告事項（２）「令和６年度運用状況の報告」についてでございます。

引き続き、ご説明をお願いいたします。

〇山根区政情報課長　区政情報課の山根です。

令和６年度、昨年度の情報公開制度の運用状況について、ご報告させていただきます。資料 88 ページでございます。

申し訳ございません。資料の欄が黒くなってしまいまして、次回以降、ここは明るく印刷させていただきます。申し訳ございません。

左側の請求件数をご覧ください。下から２番目の合計件数 1,031 件というのが昨年度の区政情報開示請求の件数でございます。下の令和５年度の実績から比べまして、約 300 件増えているというような形のものでございます。

１枚おめくりいただきますと各部の請求件数がございます。先ほどもご質問頂きましたけれども、多いところにつきましては、上から４番目の施設営繕部、主に学校の改修ですとか修繕関係がこちらになります。こちらの施設営繕部の工事が 260 件という形で、昨年度とほぼ同数の形でございます。

それから都市建設部、こちらも 239 件ということで増えているような状況でございます。

また、下の教育委員会につきましても数は増えているのですけれども、こちらは工事ではございませんで、開示請求の資料を請求したいというものがこれだけ増えているという形になっております。

90 ページ以降は、1,031 件分の開示請求の内容の一覧ということをつけさせていただいているものでございます。

続きまして、164 ページをお開きいただければと存じます。

令和６年度の個人情報の開示請求についての運用状況でございます。保有個人情報につきましても、左側の下から２番目ですが、請求件数が 299 件ということで、300 件弱の件数でございます。昨年度は 354 件でしたので、こちらは減っているような形にはなっております。

１枚おめくりいただきますと、部別でどこの件数がということが出てまいります。区民部につきましては、毎年、一番多いところでございます。こちらは住民票の交付申請について、自分の住民票が取られていることはないかということで、開示請求をされるというものが多数を占めているというような状況になります。

それから教育委員会のところでも、教育指

導部に入っておりますけれども、発達支援の委員会がございまして、子どもの成長記録の段階で、就学前ですけれども、行動観察とかを親御さんと一緒に受けられる場合に、その行動観察の記録について開示請求していただきたいということで、こちらについても全部開示で対応をしているものでございます。

一覧につきましても、区政情報の開示請求と同様でございまして、299件分のところが一覧で記載されておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

それから、187 ページをお開きください。後ろから２枚目になります。

令和６年度の不服申立て、こちらの制度の運用についての記録でございます。

令和６年度につきましては、不服申立ての件数が７件ございました。いずれも情報公開・個人情報保護等審査会で審議をされまして、答申は済んでいるものでございます。こちらは７件の不服申し立てがあったということでございます。

また、188ページにつきましては、昨年度の本審議会の中で諮問状況があったかどうかの確認でございます。以前は個人情報についての諮問がかなり多かったので、ここの件数が多かったのですが、今回も含めまして、諮問事項については情報公開条例のほうの審議になろうかと思いますので、諮問につきましては昨年度はなしということでございます。

私からは以上でございます。

〇川合会長　ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

〇はたの委員　区議会議員のはたの昭彦といいます。

情報開示の運用に関することなので、ここの場でちょっと質問させていただきたいのですけれども、足立区の小規模契約希望登録制度というのがあるのですけれども、各所管が130万円以下の工事を発注する場合は、区内事業者を優先するという関係で、事前に登録していただいた区内事業者を優先して発注するという制度があるのですけれども、実は区内のある組合が、この情報公開制度に基づいて事業者名の公表を請求したところ、以前は全部開示されていたのが、事業者名が黒塗りになって出てきたということで、どういうことなんだという問合せを頂きまして調べたところ、申請書の形式が少し変わりましたということで、登録申請書には事業者の所在地と商号または名称、契約者の役職名と氏名、電話番号、携帯電話番号とかとあるのですが、ここに「登録名簿情報公表の可否」という欄が新たにできたということで、「否」という頃に丸をすると開示されないということなのですね。ただ、情報公開に対しての可否を事業者に委ねるということがどうなのだろうと。ましてや区が発注する税金を使った工事に対して発注を求める事業者が、事業名と事業者名を公表するのを拒絶するということ自体がどうなのか。それによって何か不利益を得るのかなということが非常に疑問で、私も話を聞いたときに、それはおかしいんじゃないかなというふうに思ったのですけれども、これについては皆さんいかがお考えになるかなと思って。

〇山根区政情報課長　多分、契約課のほうで、そのような委員のご発言の形で確認をされたのかなというふうには思います。

ただ、区の公開で言えば、確かに文書としては公開をしていくところがあるのですけれども、中には、先ほどの小規模の工事の場合、どういう事業者さんが該当されているのかというところもあろうかとは思います。例

えば最近、コロナの対策とかで、給付金事業で事業者さん向けの事業があるのですけれども、そういうところにつきましては、経営状況に関係してくることがございますので、企業とすると、給付を受けているという話になると、そこは取引ですとか、いろいろな要素として課題があるという形になるので、そこを出すのは勘弁してほしいというところもあるということは、産経部とかのほうからも聞いております。

　ただ、区との契約になりますので、内容について公表するということのルールについては、契約課のほうで新たに取り入れた話だと存じておりますけれども、それに従って今はやっているというところだと思いますので、契約課がどういうふうにそのルールを運用していく必要があるということになったのかという経緯についても、私どものほうでも確認はできていないところでございますので、開示請求の在り方のご意見としてありましたので、契約課のほうにも伝えてまいりたいというふうには考えております。

〇はたの委員　話としては分かるのだけれども、ただ、この小規模工事については、事業者名まで公表されなかった、黒塗りにされたということで言うと、それはちょっと行き過ぎじゃないかなというふうに思うのと、登録申請書に「登録名簿情報の公表の可否」という項目をつけるということを認めるというか、オーケーなのだということになると、ほかの書類というか、申請とか、契約とか全てに公表の可否、「どうですか」と聞いて「うちは拒否します」というと、全てが本人の意思によって開示できなくなってしまうという懸念があるんじゃないかなと思うのですね。確かに今回は小規模契約工事のところでの話なのだけれども、これが区政全般に広がっていくと、なるべく全て開示していこうという方向に対して逆行してしまうんじゃないかという懸念があって、今回この場でお話しさせていただいたのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

〇山根区政情報課長　委員おっしゃるとおりでございまして、区との契約においては、情報公開の請求の対象になりますよということが、そもそもの契約の対しようとして含まれているというような形になるというのは、区と取引をされる事業者につきましては、そのとおりの考え方だと思います。

　ただ一方で、そこの企業のノウハウですとか、経営に関する要素とか、どこまでを開示できるものなのかというのは、プロポーザルですとか、そういうときには出てくるかと思います。単純な契約行為だけで、そういうものも含まれないような商取引であれば、今のようなお話も必要性がないんじゃないかということは考えられるかと思います。

　ただ、先ほどの事業さんがどういうふうな形で希望されるのかというところは、全部の契約について、そういう形になるものではないというふうに思ってはおりますけれども、所管のところでのルールがございますので、そこについてなるべく公開ができるようにという働きかけは、区政情報課としてもしていくような形で思ってはおります。

〇はたの委員　いつまでやってもしようがないので最後にしますけれども。ただ、足立区の発注する工事を請けるのに、区内で看板を掲げてやっている方が、事業者名まで公表できないようなところに区が発注をするということ自体がどうなのだろうというのは、最後にちょっと申し上げておきたいなと思います。以上です。

〇川合会長　ありがとうございました。

　その他ご意見、ご質問等お願いいたします。

〇吉岡委員　区議会の吉岡でございます。

ご存じの方はいらっしゃるかと思いますが、３か月ぐらい前だと思いますが、墨田区内の産院で出生されたお子さんが、実は親の取り違えというようなことがございました。その件について東京都知事のほうから墨田区に、しっかりとその辺のことを調査しなさいというような話が出てきたということがニュースで出ておりまして、実はこの方は若干縁のある方で、個人情報保護法が制定された頃ですから 20 年ぐらい前、私が議員になりたての頃だったと思いますけれども、相談を受けて、個人情報保護法が制定されたという理由で、「今までのことに関する情報は一切出しませんよ」というふうに区のほうからご意見を頂いたということなのですが、地道にその方も活動を続けていて今般の結果に至った。結論を言いますと、東京都知事のほうから墨田区側に「しっかりとその経緯を調べなさい」というような指示が出て、動き始めたということなのです。

その方は墨田区の産院で生まれておりますけれども、現在居住しているのは足立区内です。そういう場合、その方から新たに、66 歳になられると思いますけれども、その方が生きてきた流れだとか、本当のご両親に結びつくような情報の手がかりを区が持っているのだとすれば、その辺の情報というのも、東京都知事の指示があれば動くのか。それとも、そのことについては個人情報ということで一切公開しないのか。その辺はどういうふうに考えているのか、直近の状況をお聞かせいただきたいと思うのですが。

〇山根区政情報課長　今の吉岡委員の事例でございますけれども、ご本人がまずは足立区に対して保有個人情報の開示請求で、今のお話ですと、出生にまつわる情報で区が持っているものがあれば、それを開示してくれという形の請求があってから動き出しをするという話に当然なろうかと思います。何もないのに動くわけにはまいりませんので、それがあったときに、例えばですけれども、出生の関係で戸籍ですとか住民票だとか、そういうふうな形がそこにあったときの情報だということであれば、ご本人の情報ですので、それを開示すること自体は、別に都から言われる、言われないにかかわらずで、保有個人情報の開示請求としては粛々とやっていくものだと思います。

ただ、66 歳の方で生まれたときの情報という話になると、かなり古い情報までがどれだけ保存されているのかというのが、特にそのときに足立区に住んでいないという話になると、持っていないということで不存在という結果になることもあるかとは思います。

ご期待に沿える結果になるかどうかちょっと分からないのですが、申請が上がって、そういうものについての調査をするということ自体は可能かというふうに存じます。

〇吉岡委員　分かりました。

何が言いたかったというと、私どもの会派の中では「個人情報保護法ってどうなの？」という意見も随分出ている中で、本当の親に会いたいと思うご本人の気持ちも十二分に分かるわけで、今、課長のご答弁をお聞きすると、その時期から比べると、少し緩和というか、少し柔軟性が出てきたのかなというふうに感じております。

ご本人がこれからどういうふうに、本当のご両親にお目にかかるかの考え方等々にもよってくると思うのですけれども、確認ですが、それにつながるような情報としての相談は受けてくれるよという理解の仕方でよろしいですか。

〇山根区政情報課長　区の情報で持っているもの、保有個人情報になるかと思いますけれども、そこのご相談については、もちろん

のことながら大丈夫だと思います。
ただ、難しい事例だとは思います。どうやって特定をするのかなというのが、取り違えという話って普通の状態ではないので、それをどう証明されるのかとか、そういう項目については、お子さん自体だということで、戸籍とか、そういうところにされているものを、どうやってそれが違うというふうになるのかが、私も複雑な事例なので分かりかねるところもありますが、そういうときに逆に事例がもう少し大きいところでしたら、東京都とか都道府県のところが持っていらっしゃるということがあるのであれば、そういう問合せをして確認をしていくということはありますけれども、あとは委員がおっしゃるとおり、出せるのか出せないのかの話のところは、先ほど申し上げました第三者の方、取り違えた先の方の人権とか権利のこともあると思いますので、簡単にすぐに「はい」という形で機械的に出すということではないのかなというふうには考えるところではございます。

○吉岡委員　そうですよね。今回は都立病院で起きたことで、恐らく都知事のほうも責任を持ってしっかりと調査しなさい、協力しなさいということだと思いますので、それが全てに該当するとは思っておりませんでしたけれども、いずれにせよそういう実態があるので、その辺の在り方についても、足立区の考え方を持つことができるのであれば、ぜひ調査・研究していただいて、お困りの方が実際にあるわけですから、そういう場合にどうするのということも今後検討していただけると大変ありがたいと思いますので、要望だけさせてください。

○川合会長　ありがとうございました。
その他ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。
特に、その他ご意見、ご質問ないということでしたら、報告事項は以上になります。
その他、委員の皆様から何かご意見、ご発言がありましたらと思いますが、よろしいでしょうか。

６　閉　会

○川合会長　では、これで本日予定の案件は全て終了ということになります。
委員の皆様におかれましては、ご協力をありがとうございました。
それでは、事務局より連絡事項等がありましたらお願いいたします。

○山根区政情報課長　委員の皆様、貴重なご意見を誠にありがとうございました。
事務局から２点ご連絡がございます。
まず、次回、第４回の審議会でございますけれども、12 月 26 日（金曜日）14 時を予定しております。また再度ご連絡、ご通知はさせていただきますが、よろしくお願いしたいと存じます。
２点目ですけれども、地下の駐車場をご利用された委員の方におかれましては、駐車券をご用意しておりますので、事務局までお申し出ください。
連絡事項は以上でございます。

○川合会長　ありがとうございました。
その他特段ないようでしたら、本日の審議会はこれにて閉会とさせていただきたく思います。
本日もご協力いただきましてありがとうございました。